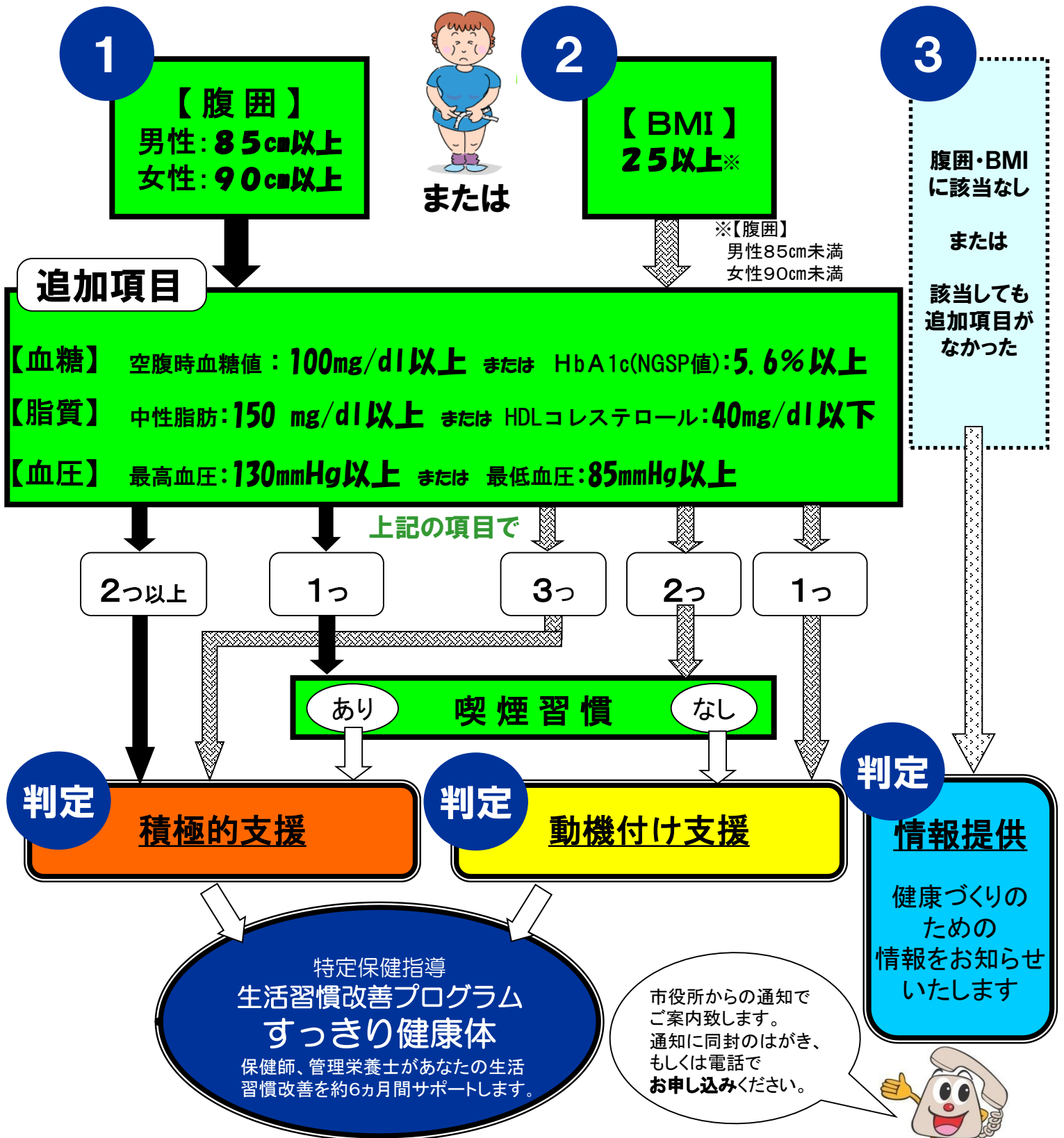


☆特定保健指導までの判定方法☆



注1) 受診の時点で、糖尿病、脂質異常症(高脂血症)、高血圧症の薬を服用されている方は、保健指導の対象になりません。随時、健康相談を受け付けていますので、お気軽にお電話ください。  
 注2) 65歳以上75歳未満の方は、『積極的支援』の判定でも、『動機付け支援』になります。

お問い合わせ・お申し込みは、国保年金課の保健師・管理栄養士までどうぞ。